

出荷制限指示後の管理の考え方

－野生こしあぶら－

こしあぶら（野生）の出荷管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

なお、栽培されているこしあぶらについては、出荷前に検査を行う。

1 制限区域の市町村からの出荷防止対策

(1) 生産者対策

県は、出荷制限が指示された日立市、常陸大宮市及び常陸太田市の協力を得て、日立市、常陸大宮市及び常陸太田市における生産者等関係者に対し、一切の出荷を行わないよう要請するとともに、巡回指導を行う。

(2) 流通対策

県は、J A、直売所、卸売市場等に対し、出荷制限が指示された日立市産、常陸大宮市産及び常陸太田市産のこしあぶら（野生）を扱わないこと、産地の市町村を確認の上、適切な表示（野生、露地栽培）により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点の巡回指導を行う。

また、県は、定期的にネット上による通販の監視を行い、出荷制限が指示された日立市産、常陸大宮市産及び常陸太田市産のこしあぶら（野生）が販売されていないかを確認する。

2 制限区域外の市町村からの出荷に関する対策

出荷制限が指示された市町村以外の市町村から産出されるこしあぶら（野生）については、生産者に対して出荷先の記録の保存を求めるとともに、J A、直売所、卸売市場等取引相手にも入荷先、販売先の記録の保存を求めよう要請し、さらに必要に応じて当該記録の県への提出を求める。

これら取組が確実に行われるよう、これら流通拠点の巡回指導を行う。